

社会福祉法人調布市社会福祉協議会市民活動支援センター運営要綱

[平成17年要綱]

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動支援センター（以下「センター」という。）が、「市民参画による住みつづけたいまちづくり」「未来への希望が持てる社会の実現」を目指して様々な分野の市民活動を支援し、協働のプラットフォーム整備をすすめること及び多様化する市民ニーズにきめ細かな対応をするため、市民活動への理解を促進し、人材発掘・養成など環境整備を行うことを目的とする。

(運営)

第2条 センターの運営は、社会福祉法人調布市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が調布市から受託する市民活動支援センター及び別表第1に掲げるコーナー（ランチ）を一体的に行う。

(委託契約)

第3条 センターは、設置者である調布市との委託契約により運営する。

(名称および設置場所)

第4条 センターの名称および設置場所は、次のとおりとする。

(1) 名称 市民活動支援センター

(2) 設置場所 調布市国領町2丁目5番地15 調布市市民プラザあくろす内2階

2 協議会は、市民活動を地域に広げていくことを目的に、小地域単位にコーナー（ランチ）を設置することができる。

(事業)

第5条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 市民活動の情報収集及び提供に関すること。

(2) 市民活動の相談及び支援に関すること。

(3) 市民活動の連絡及び調整に関すること。

(4) 市民活動のコーディネートに関すること。

(5) 市民活動の調査、研究及び提言に関すること。

(6) 市民活動団体の立ち上げ及び運営支援に関すること。

(7) 市民活動の普及及び啓発に関すること。

(8) 市民活動の養成及び研修に関すること。

(9) ボランティア保険に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要なこと。

(運営委員会の設置)

第6条 協議会は、センターの円滑な運営と、利用者の視点に立った効果的な事業推進を図るため、社会福祉法人調布市社会福祉協議会市民活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の権限)

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、運営、実施する。

- (1) センター事業計画の企画、立案、実施及び評価に関すること。
- (2) センター予算の計画、執行及び決算の確定に関すること。
- (3) センター設備の利用及び活用に関すること。
- (4) センターの財務計画立案及び実施に関すること。
- (5) その他センター運営上必要な事項に関すること。

(運営委員会及び常任委員会)

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる活動領域、活動団体等から選出した委員10名以上25名以内で組織し、協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 市民活動団体
 - (2) 企業・労働組合
 - (3) 学識経験者
 - (4) 行政関係者
 - (5) 市民公募**
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者
- 2 運営委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。
 - 3 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
 - 4 委員長は、会務を統括する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 6 運営委員会に常任委員会を置くことができるものとする。
 - 7 常任委員会は、運営委員の中から委員長が指名した委員をもって構成する。
 - 8 常任委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 運営委員会の決定事項の企画、立案に関すること。
 - (2) 運営委員会への提言に関すること。
 - (3) センター事業の推進、調整に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、運営委員会がセンター運営上特に必要と認めたこと。
 - 9 運営委員会及び常任委員会は、委員長が招集する。
 - 10 運営委員会および常任委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決する。

(運営委員会の任期)

第9条 運営委員の任期は、2年とし、再任は、3期までとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第10条 第5条に定める事業を効果的且つ円滑に進めるため委員長が必要と認めた場合は、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の必要事項については、委員長が運営委員会に諮って定める。

(利用者会議)

第11条 センター運営への幅広い市民参画を促進するため、利用者会議を置く。

(職員体制)

第12条 センターの運営及び事業を実施するため、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) コーディネーター
- (3) 事務職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な職員

(開所日および開所時間)

第13条 センター及びコーナー（ブランチ）の開所時間は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、改正後の第13条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

コーナー（ランチ）の名称及び設置場所

<u>名称</u>	<u>設置場所</u>
<u>小島町コーナー</u>	<u>調布市総合福祉センター内</u>
<u>菊野台コーナー</u>	<u>菊野台地域福祉センター内</u>
<u>富士見コーナー</u>	<u>富士見地域福祉センター内</u>
<u>緑ヶ丘コーナー</u>	<u>緑ヶ丘地域福祉センター内</u>
<u>染地コーナー</u>	<u>染地地域福祉センター内</u>
<u>西部コーナー</u>	<u>西部地域福祉センター内</u>
<u>野ヶ谷の郷</u>	<u>梅の湯商店会内</u>

別表第2（第13条関係）

名称	開所時間	休業日	スペースの貸出
市民活動支援センター	月曜日から日曜日まで 午前8時30分から午後10時まで	(1) 毎月第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日 (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月29日から同月31日まで	休業日以外の毎日、午前8時30分から午後10時まで
小島町コーナー	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 1月2日から同月3日まで (4) 12月29日から同月31日まで	調布市総合福祉センターの休館日を除く毎日、午前9時から午後9時まで
菊野台コーナー 富士見コーナー 緑ヶ丘コーナー	火曜日、木曜日及び土曜日 午前8時30分から午後5時まで	(1) 月曜日、水曜日、金曜日及び日曜日 (2) 休日 (3) 1月2日から同月3日まで (4) 12月29日から同月31日	各地域福祉センターの休館日を除く毎日、午前9時から午後9時30分まで
染地コーナー 西部コーナー	火曜日から土曜日まで 午前8時30分から午後5時まで	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 休日 (3) 1月2日から同月3日まで (4) 12月29日から同月31日まで	各地域福祉センターの休館日を除く毎日、午前9時から午後9時30分まで
野ヶ谷の郷	火曜日、木曜日及び土曜日 午前10時から午後4時まで	(1) 月曜日、水曜日、金曜日及び日曜日 (2) 1月1日から1月3日まで (3) 12月29日から12月31日まで	開所日を除く午前9時から午後9時まで